

原子力発第11070号  
平成23年 6月 6日

愛媛県知事  
中村時広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応に関する国からの追加指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応に関して、平成23年6月6日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり追加指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

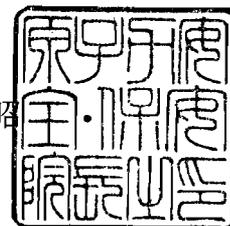
敬 具

# 経済産業省

平成23・06・03原院第1号  
平成23年6月6日

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について

原子力安全・保安院は、別添（NISA-151b-11-3、NISA-161b-11-3、NISA-181b-11-3及びNISA-191b-11-3）のとおりに、各原子力事業者に対応することを求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましては、別添に従い、所要の対応をお願いします。

# 経済産業省

平成23・06・03原院第1号  
平成 2 3 年 6 月 6 日

平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について（追加指示）

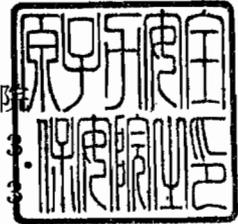
経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 1 5 1 b - 1 1 - 3

N I S A - 1 6 1 b - 1 1 - 3

N I S A - 1 8 1 b - 1 1 - 3

N I S A - 1 9 1 b - 1 1 - 3



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について（指示）」（平成23年4月28日付け平成23・04・28原院第4号）において、既設発電用原子炉施設等の耐震設計上考慮する必要がある断層（以下「考慮すべき断層」という。）に該当する可能性の検討に当たって必要な情報の報告を求めました。これにより、同年5月31日、当院に、各原子力事業者から、求めた報告が提出されました。

当該報告では、原子力事業者から報告のあった耐震設計上考慮しないと評価している断層等のうち、同年3月11日以降に発生した地震によって、実際に地表に断層が出現した事例が1件ありました。

これを受け、当院としては、断層等の活動の可能性についての再評価の検討に活用するため、原子力事業者が既往調査から耐震設計上考慮しないと評価している断層等が考慮すべき断層に該当する可能性について一層の検討を行い、更なる情報の収集を行う必要があると考えます。このため、原子力事業者が耐震設計上考慮しないと評価している各々の断層等に応じて必要な距離の範囲内において、同年3月11日以降に発生した地震に伴って生じた地殻変動量及び地震の発生状況の調査を実施し、考慮すべき断層に該当する可能性が否定できない場合は、地表踏査等を行い、その結果を同年8月31日までに当院に報告することを求めます。